

みなし特定引継資産又はみなし特定保有資産の特
例計算をした場合の特定資産譲渡等損失額の損金
不算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

当 期 中 の 適 用 期 間		1	：	：	(1)の期間における特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額 (別表十四(六)「12」)	7	円
(1)の期間における特定引継資産の譲渡等特定事由による損失の額 (別表十四(六)「9」)		2					
(1)の期間における特定引継資産の譲渡又は評価換えによる利益の額 (別表十四(六)「10」)		3			(1)の期間における特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額 (別表十四(六)「13」)	8	
調整後の特定引継資産に係る特定資産譲渡等損失額の計算	調整後の(1)の期間における特定引継資産の譲渡等特定事由による損失の額 (2)－(各関連法人の(15)の合計額)＋ (各関連法人の(28)の合計額)	4			調整後の(1)の期間における特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額 (7)－(各関連法人の(18)の合計額)＋ (各関連法人の(37)の合計額)	9	
	調整後の(1)の期間における特定引継資産の譲渡又は評価換えによる利益の額 (3)－(各関連法人の(16)の合計額)	5			調整後の(1)の期間における特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額 (8)－(各関連法人の(19)の合計額)	10	
	調整後の特定引継資産に係る特定資産譲渡等損失額 (4)－(5)	6			調整後の特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額 (9)－(10)	11	

関連法人のみなし特定引継資産又はみなし特定保有資産に係る譲渡等特定事由による損失の額又は利益の額の計算の明細

前特定適格組織再編成等に係る被合併法人等である関連法人の名称	12		前 特 定 適 格 組 織 再 編 成 等 の 日	13	△ ・ ・
			関 連 法 人 支 配 関 係 発 生 日	14	△ ・ ・
み な し 特 定 引 継 資 産			み な し 特 定 保 有 資 産		
(1)の期間における当該関連法人に係る みなし特定引継資産の譲渡等特定事由による 損 失 の 額	15	円	(1)の期間における当該関連法人に係る みなし特定保有資産の譲渡等特定事由による 損 失 の 額	18	円
(1)の期間における当該関連法人に係る みなし特定引継資産の譲渡又は評価換えによる 利 益 の 額	16		(1)の期間における当該関連法人に係る みなし特定保有資産の譲渡又は評価換え による利益の額	19	
差 引 (15)－(16)	17		差 引 (18)－(19)	20	

みなし特定引継資産又はみなし特定保有資産に係る譲渡等特定事由による損失の額又は利益の額の特例計算

時価純資産超過額が	時 価 純 資 産 超 過 額 〔 当該関連法人の別表十 四(六)付表三「6」－「7」 〕	21	円	時 価 純 資 産 超 過 額 〔 当該関連法人の別表十 四(六)付表三「6」－「7」 〕	30	円
	当該関連法人に係るみなし特定引継資産の譲渡等特定事由による損失の額	22	0	当該関連法人に係るみなし特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額	31	0
	当該関連法人に係るみなし特定引継資産の譲渡又は評価換えによる利益の額	23	0	当該関連法人に係るみなし特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額	32	0
簿価純資産超過額が	簿 価 純 資 産 超 過 額 〔 当該関連法人の別表十 四(六)付表三「7」－「6」 〕	24		簿 価 純 資 産 超 過 額 〔 当該関連法人の別表十 四(六)付表三「7」－「6」 〕	33	
	関連法人の特例計算において特定資産譲渡等損失相当額から成る欠損金額とみなされた金額 〔 当該関連法人の別表七 (一)付表二「19の計」 〕	25		関連法人の特例計算において特定資産譲渡等損失相当額から成る欠損金額とみなされた金額 〔 当該関連法人の別表七 (一)付表二「19の計」 〕	34	
	前期以前の適用期間におけるみなし特定引継資産に係る損失の額から利益の額を控除した金額 (前期以前の適用期間の(17))	26		前期以前の適用期間におけるみなし特定保有資産に係る損失の額から利益の額を控除した金額 (前期以前の適用期間の(20))	35	
ある場合	損 失 限 度 額 (24)－(25)－(26)	27		損 失 限 度 額 (33)－(34)－(35)	36	
	当該関連法人に係るみなし特定引継資産の譲渡等特定事由による損失の額 ((17)と(27)のうち少ない金額)	28		当該関連法人に係るみなし特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額 ((20)と(36)のうち少ない金額)	37	
	当該関連法人に係るみなし特定引継資産の譲渡又は評価換えによる利益の額	29	0	当該関連法人に係るみなし特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額	38	0